

重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画								令和4年度年度末自己評価結果(対象期間:4月1日～3月31日)												
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント				
												目標達成予定時期	定量的				定性的			
○		地方支分部局における共同調達の推進に向けた主導的な環境整備	・財務局が共同調達の推進に向け、近隣官署とのネットワークの拡大等を目指し、連絡会等を積極的に開催する。	参加官署が享受するスケールメリットによるコスト削減及び調達手続の一本化等による業務効率化を図るため、府省庁の垣根を超えた共同調達を推進する必要があるため。	A+	H28	共同調達参加官署における連絡会等を全財務局で開催するとともに、参加官署の拡大を図る。	R5年3月	A+	H28	全ての財務局において近隣官署とのネットワークを構築し、共同調達参加官署による共同調達に関する連絡会等を実施。	(地方) A	全ての財務局において近隣官署とのネットワークを構築し、共同調達参加官署による共同調達に関する連絡会等を延べ12回実施。	—	—	通年	地方支分部局における共同調達の推進に向けた環境整備には、連絡会等の継続的な開催が必要。	引き続き実施。		
						A	H30	連絡会等では、電力の共同調達実施に向けた検討及び調達改善全般に関するノウハウの共有等をテーマとする。	R5年3月	A	H30	電力の共同調達実施に向けた検討や調達改善全般に関するノウハウの共有等をテーマとした意見交換等を実施。	(地方) A	電力の共同調達の範囲等の検討及び調達改善全般に関するノウハウの共有等をテーマとした意見交換等を6財務局で実施。	—	—	通年	電力の共同調達及び調達改善全般に関するノウハウ等を蓄積・共有するための環境整備には、連絡会等の継続的な開催が必要。	引き続き実施。	
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	【一者応札(情報システムの調達を含む。)改善の取組】 ・契約毎に、 ① 民間事業者からの意見等の収集、反映 (入札不参加者へのアンケート調査、同業者への事前ヒアリング、意見招請手続等で把握した意見等を活用し、仕様等の見直し等) ② 発注情報の積極的な発信 (十分な公告期間・履行期間の確保や既存設計書・作業報告書の開示等) 等について、事前に審査する。	事前審査及び事後審査を通じて一者応札から複数応札への改善を図る。	A+	—	—	R5年3月	A+	—	契約毎に、民間事業者からの意見等の収集、反映及び発注情報の積極的な発信等が適切に行われているか事前に審査を実施。	(本省庁及び地方) A	<参考> 一者応札件数※ 平成19年度 1,437件 令和3年度 893件 令和4年度 920件 一者応札改善件数・改善割合※ 令和2年度 127件 20% 令和3年度 140件 22% 令和4年度 118件 19% ※一般競争入札(企画競争を含む)を対象とした各々の件数・割合	—	—	通年	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		
			・本省庁における一者応札となった案件及びその要因について、一覧を作成し、入札等監視委員会の審議に活用する。		A+	H31	—	R5年3月	A+	H31	本省庁において一者応札となった案件及びその要因について、一覧表を作成し、入札等監視委員会の審議(10月開催)において活用した。	(本省庁) A	本省庁において一者応札となった案件及びその要因について、一覧表を作成し、入札等監視委員会の審議(10月開催)において活用した。	—	—	令和4年10月	—	—		
			・入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等を今後の調達に適切に反映するとともに、当委員会へ講じた措置等を報告する。		A+	H30	—	R5年3月	A+	H30	入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等の反映状況や講じた措置等を当委員会へ報告。	(本省庁及び地方) A	入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等の反映状況や講じた措置等を当委員会へ報告。	—	—	通年	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		
			【情報システムの調達における一者応札改善等の取組】 ・高度な知見と豊富な経験を有する契約専門官の知見を活用し、SE等単価の評価と過去の実績等を踏まえた工数による予定価格の妥当性の評価を行う。		A+	H24	—	R5年3月	A+	H24	適切な予定価格の積算を行う。	(本省庁及び地方) A	高度な知見と豊富な経験を有する契約専門官の知見を活用し、SE等単価の評価と過去の実績等を踏まえた工数による予定価格の妥当性の評価を実施。	(地方支分部局) 本省会計課監査室が行う会計監査において、契約専門官が56件の案件について、予定価格の積算過程の評価・検証を実施。	—	—	通年	継続的な取組が必要。	引き続き実施。	
			・契約専門官による情報システムの価格算定方式を中心とした講習会を実施する。		A+	H27	—	R5年3月	A+	H27	参考見積の評価や予定価格の積算方法等について契約担当職員等の知識向上を図る。	(本省庁及び地方) A	情報システムの価格算定方式を中心とした講習会の実施(10月開催)。	(本省庁及び地方支分部局) 契約専門官による情報システム講習会(オンライン開催)を3回実施した。	(本省庁及び地方支分部局) 情報システム講習会を通じて、参考見積の評価や予定価格の積算方法等について、契約担当職員の知識向上が図られた。	—	—	令和4年10月	継続的な取組が必要。	引き続き実施。
			・システムの目的・使途と仕様の内容が見合ったものとなっているか等の観点から財務省デジタル統括責任者補佐官による審査を引き続き実施する。		A+	—	—	R5年3月	A+	—	情報システムの目的・使途と仕様書の内容が見合ったものになっているか等の観点から財務省デジタル統括責任者補佐官による審査を実施。	(本省庁及び地方) A	システムの目的・使途と仕様の内容が見合ったものになっているか等の観点から財務省デジタル統括責任者補佐官による審査を実施。	(地方支分部局) 財務省デジタル統括責任者補佐官が34財務省の案件について、情報システムの目的・使途と仕様の内容が見合ったものとなっているか等の観点から、情報システムを調達する際に作成する調達仕様書の審査を実施。	—	—	通年	継続的な取組が必要。	引き続き実施。	
○		調達事務のデジタル化の推進	・競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する。調達事務のデジタル化の取組(電子入札、電子契約等)を財務省HP等を活用し推進する。	一般競争入札における電子調達システム(GEPS)を利用した電子入札や電子契約の利用促進を図る。	A	R4	—	R5年3月	A	R4	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する。調達事務のデジタル化の取組(電子入札、電子契約等)を財務省HP等を活用し推進。	(本省庁及び地方) A	入札案件3,840件のうち、3,568件(93%)を調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。 (本省庁) 電子入札率: 昨年度55%(287件/525件)から61%(325件/532件)に向上。 電子契約率: 昨年度18%(53件/287件)から30%(97件/328件)に向上。 (地方支分部局) 電子入札率: 昨年度62%(1,872件/2,998件)から67%(2,046件/3,036件)に向上。 電子契約率: 昨年度15%(274件/1,873件)から29%(602件/2,047件)に向上。	調達ポータルを利用した調達情報の掲載や、原則電子入札を用いたことにより、例年と比較し、幅広い地域からの事業者により資料入手や入札参加が見られたため、競争性、公正性、透明性の向上に寄与したと見込んでいる。	通年	継続的な取組が必要。	引き続き実施。			
○		電力調達、ガス調達の改善	・平成28年4月からの電力小売全面自由化及び平成29年4月からのガス小売全面自由化を踏まえて、複数事業者による電力供給又はガス供給が可能となった庁舎等については、一般競争入札を実施し、少額随意契約による場合であっても複数事業者から見積書の徴収等を行う。	一般競争入札の見積合わせ、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約に纏めた電力調達の実施等により、競争性を高めるとともに、調達コストの削減を目指す。	A	H28 (電力) H29 (ガス)	—	R5年3月	A	H28 (電力) H29 (ガス)	(本省庁及び地方) A	複数事業者による電力供給又はガス供給が可能かなどの情報収集等を行い、対応可能な庁舎等については、一般競争入札又は見積合わせを実施。	—	—	通年	継続的な取組が必要。	引き続き実施。			
			・既に一般競争を実施している調達について、庁舎の特性や地域における供給事情等を考慮した上で、更なる競争性向上・コスト削減が図られる場合には、共同調達・一括調達を実施する。	—	A+	R2	—	R5年3月	A+	R2	—	(本省庁及び地方) B	既に一般競争を実施している調達について、更なる競争性向上・コスト削減を図るため、共同調達・一括調達の実施を検討。	—	—	通年	電力・ガスの共同調達・一括調達におけるノウハウ等の蓄積・共有のためには、継続的な取組が必要。	引き続き実施。		
			・競争性の確保、低廉な電力価格の実現等に留意しつつ、「財務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」に基づき、再生可能エネルギーの電力の調達に向けた取り組みを推進する。	—	A	R3	—	R5年3月	A	R3	—	(地方) A	競争性の確保、低廉な電力価格の実現等に留意しつつ、「財務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」に基づき、再生可能エネルギーの電力の調達に向けた取り組みを推進。	(本省) 2件について、一般競争入札により再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施。 (地方支分部局) 25件について、一般競争入札により再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施。	—	—	通年	ノウハウ等の蓄積のため、継続的な取組が必要。	引き続き実施。	

その他の取組

調達改善計画		令和4年度年度末自己評価結果(対象期間:4月1日～3月31日)													
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)												
			定量的	定性的											
<p>【汎用的な物品・役務】</p> <p>・少額随意契約の更なる改善</p> <p>少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件については電子調達システムを活用した一般競争入札又はオープンカウンタ方式を実施する。 また、予定価格が100万円以下の案件についても、事務コストを勘案した上でオープンカウンタ方式等を実施する。</p>	継続		<p>(本省庁)</p> <p>49件について、一般競争入札又はオープンカウンタ方式を実施。</p> <p>(地方支分部局)</p> <p>595件について、一般競争入札又はオープンカウンタ方式を実施。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札 : 88件実施</li> <li>・オープンカウンタ方式: 605件実施</li> </ul> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札 : 79件実施</li> <li>・オープンカウンタ方式: 625件実施</li> </ul> <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札 : 82件実施</li> <li>・オープンカウンタ方式: 562件実施</li> </ul>	<p>(本省庁及び地方支分部局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積合わせを実施する場合に比べ、透明性、公正性及び競争性の確保を図ることができた。</li> </ul>											
<p>・インターネットによる少額物品の購入</p> <p>規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達の拡大を図る。</p>			<p>(本省庁)</p> <p>27品目について、インターネット取引を利用した調達を実施。</p> <p>(地方支分部局)</p> <p>582品目について、インターネット取引を利用した調達を実施。</p>	<p>(本省庁及び地方支分部局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格や性能を担保できる電化製品等の調達について、インターネット取引を利用したことにより、事務の効率化を図ることができた。</li> </ul>											
<p>・共同調達又は一括調達の実施</p> <p>コスト削減効果(適正な調達規模の確保、配送コストの勘案等)及び事務負担軽減等を考慮し、共同調達又は一括調達の実施を推進する。 実施に当たっては、競争性及び経済性に配慮しつつ、対象品目の拡大や仕様の見直しを検討する。</p>			<p>(本省庁)</p> <p>一括調達対象品目として、5品目を追加した。</p> <p>(地方支分部局)</p> <p>共同調達対象品目として、25品目を追加した。 一括調達対象品目として、10品目を追加した。</p>	<p>(本省庁及び地方支分部局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同調達及び一括調達を実施したことにより、事務の省力化等を図ることができた。</li> </ul>											
<p>【クレジットカードを利用した決済】</p> <p>海外出張経費の精算、高速料金及び水道料金等の支払並びにインターネットによる少額物品の購入に当たっては、クレジットカード決済の導入を順次拡大する。 なお、クレジットカードの利用に際しては、引き続き「クレジットカード決済による費用対効果に優れた調達の促進」について(平成26年11月6日内閣官房行政改革推進本部事務局)を踏まえ、クレジットカード番号の複数年利用を図る。</p>	継続	<p>(本省庁及び地方支分部局)</p> <p>クレジットカード決済は23部局において導入。 また、導入部局すべてにおいてクレジットカードの複数年利用を実施。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>・全35部局のうちクレジットカードを導入している部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>部局数</th> <th>導入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>20部局</td> <td>57%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>21部局</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>23部局</td> <td>66%</td> </tr> </tbody> </table>		部局数	導入率	令和2年度	20部局	57%	令和3年度	21部局	60%	令和4年度	23部局	66%	<p>(本省庁及び地方支分部局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカード決済及びクレジットカードの複数年利用により、事務の効率化を図ることができた。</li> </ul>
	部局数	導入率													
令和2年度	20部局	57%													
令和3年度	21部局	60%													
令和4年度	23部局	66%													

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
 (対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【 尾花 眞理子 モリソン・フォスター法律事務所 弁護士 】 意見聴取日【令和5年6月14日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 調達改善に向けた審査・管理の充実について 一者応札改善の取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○ 既に実施されている入札公告期間の確保に加え、事業の規模等を勘案し改善が見込まれる入札案件に限定し、実施要項に過去の業務実績を開示すれば事業者は業務規模も確認でき、参加しやすくなるのではないかと。	○ 引き続き民間事業者からの意見収集等を行い、改善が見込まれる場合には過去の業務実績を開示するなど、入札に参加しやすい環境整備に努めたい。
○ 調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○ 全般として順調に調達改善の取組は進んでおり、十分であると思われるため、引き続き現在の取組を継続していただきたい。	○ 引き続き調達改善の取組を推進していく。

外部有識者の氏名・役職【 梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長 】 意見聴取日【令和5年6月16日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 調達改善に向けた審査・管理の充実について 一者応札改善の取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○ 御省は一者応札改善に向け、継続して努力されていると評価している。その中で、情報システムの一者応札改善については、調達する側の知見や能力が重要であるため、現在の取組を継続し、知見蓄積に励んでいただきたい。	○ 引き続き調達側の能力向上も意識し、一者応札改善に向け効果的な取組を検討していく。
○ 調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○ 順調に調達改善の取組は進んでおり、引き続き現在の取組を継続していただきたい。	○ 引き続き調達改善の取組を推進していく。

外部有識者の氏名・役職【 持永 勇一 早稲田大学大学院会計研究科教授 】 意見聴取日【令和5年6月20日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 調達改善に向けた審査・管理の充実について 一者応札改善の取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○ 一者応札は、抜本的な改善が難しい調達事務手続きにおける課題であると理解するが、今年度において民間事業者からの意見収集等に係る事前審査を実施することによって、調達改善の運用面に対するより積極的なメッセージを発信することができ、具体的な改善の実現に繋がれたと評価できる。また、入札等監視委員会での審議案件につき、審議内容等を反映した措置等を当該委員会へ報告しており、透明性の確保にも十分な配慮がなされている。	○ 一者応札改善に向け、民間事業者からの意見収集や発注情報の発信方法等について引き続き効果的な取り組みを検討していく。
○ 調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○ これまでの調達改善活動の継続的な努力により、改善ノウハウの蓄積、周知、共有、深化、および運用面における徹底へと改善ステージが進展してきている。令和4年度の取り組みの中で、調達事務のデジタル化が著しく進展しており、これは政府全体の取り組みであると同時に、デジタル経済が進展するなかで時宜に適しており、多くの省庁をリードする改善実績であると考えている。	○ これまでに得た有益な取組を情報共有するとともに、調達事務のデジタル化について更なる推進を図るなど、引き続き調達改善の取組を推進していく。